

「有効利用評価方針（案）」に対する
意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和８年３月１２日（木）～４月１０日（金）

■提出された意見の件数：１４件【法人７件、個人７件】

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【７件】

（五十音順）株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、株式会社 JTOWER、ソフトバンク株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、
楽天モバイル株式会社、Wireless City Planning 株式会社

個人【７件】

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社 NTT ドコモ	（該当箇所） 人口カバー率の評価 （スライド 10～11） （意見） ・衛星通信事業者や電波高度計・公共業務用無線との干渉の影響により、設備構築が困難となる地域が存在することを踏まえ、当該地域を考慮した評価基準について、早期にご検討いただくとともに、可能な限り速やかに適用いただくことを希望します	ご指摘のように、Sub6 帯の評価については、干渉条件も加味した評価基準等の検討を含め、引き続き適時適切な検討が必要と考えます。	無
2	KDDI 株式会社	（該当箇所） 三 評価の事項、方法及び基準 1（２） 評価の方法 （意見） 定性評価の評価項目について、概ね各事業者とも標準的な評価に達しており今後の大きな変化が見込まれない項目について見直しがなされたものと認識しております。引き続き、評価項目の妥当性を検証し、必要に応じて事業者の意見も踏まえながら、継続的に見直しを実施していただくことを希望いたします。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります。	無

		(該当箇所) 別紙 1 ー 6GHz 以下の周波数帯 (移行計画に係る周波数帯を除く。) 2 人口カバー率 (意見) 弊社はこれまで、認定いただいた開設計画に基づいて 3.7GHz 帯と 4.0GHz 帯の基地局を展開してまいりました。携帯電話事業者は各社ごとに周波数活用方針や事業計画の考え方が異なるため、今後の評価方針については、各携帯電話事業者のエリア展開に関する考え方を十分にご勘案頂いたうえで、慎重に議論していただくことを希望いたします。	Sub6 帯の評価については、本案に示す評価方針の改定を行った後も、引き続き適時適切な検討が必要と考えます。	無
		(該当箇所) 別紙 2 ー 6GHz 以下の周波数帯 4 技術導入状況 (意見) 技術導入状況の一部項目について、評価指標の集約化を実施いただいたことに感謝申し上げます。引き続き、他の調査項目も含め、有効利用評価方針に準じた継続的な調査項目の見直しを希望いたします。 (該当箇所) その他 (意見) 令和 8 年度の電波の利用状況調査において、調査項目の見直しや集約を実施いただき、感謝申し上げます。 しかしながら、当該調査は依然として項目が多岐にわたり、その対象データも膨大であることから、次年度以降においても、電波の有効利用の実態をよりの確に反映させるという観点から、引き続き調査項目や粒度の要否を含め、抜本的な見直しを行っていただくことを希望します。	いただいたご意見についての評価項目の部分については、賛同意見として承るとともに、技術導入状況の一部の評価項目については、更なる集約化も含めて見直しを図ってまいります。 調査項目に関するご意見については、総務省において今後の参考にさせていただきたいと考えます。 なお、ご指摘を踏まえ、意見募集の案に加え、技術導入状況で取り扱う 2MIMO、4MIMO 及び 8MIMO について、更なる簡素化を図るため、2MIMO、4MIMO 及び 8MIMO の区分を取り払い集約する改定を行うこととします。	有
3	株 式 会 社 JTOWER	(該当箇所) P13 別紙 1 4 無線局の行う無線通信の通信量		無

	<table><tr><th>評価</th><th>評価の基準</th></tr><tr><td>B</td><td>評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。</td></tr><tr><td>D</td><td>評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。</td></tr></table> (意見) 通信量の評価として「ある/ない」という判断ではなく、前年対比の量で言及することが必要と考えます。「令和7年度携帯電話及び全国 BWA 等に係る電波の有効利用の程度の評価結果」においては、「5G 帯域にトラヒックが移行した」などの記載が多数見られたが、どの周波数帯がどのくらい利用されているのか、不明瞭であると考えます。「電波の有効利用の程度の評価結果」としては、前年対比の量等において程度を評価することで、より正確な利用実態が示されると考えます。また、4G から 5G への通信ジェネレーションの移行が進んでいるのであればそのトレンドを把握することは必要と考えます。	評価	評価の基準	B	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	D	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。	該当箇所については、実績評価の基準となります。ご提案の通信量の前年対比の量の評価については、それぞれの周波数帯において進捗評価として実施しております。 また、割り当てられた周波数が有効に活用されているか否か評価するに当たっては、周波数ごとに評価が必要と考えます。	
評価	評価の基準								
B	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。								
D	評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。								
	(該当箇所) P54 別紙 5 1 総務省令に規定する事項 ① 5 G 基地局におけるインフラシェアリング (意見) 本年も「5 G 基地局におけるインフラシェアリング」を評価項目とすることに賛同します。 なお、評価をより正確にしていくために、例えば「工作物」等の定義を設けることが適切と考えます。屋外、屋内のそれぞれで例示を示した上で、前提をそろえることで評価結果も正確性が増すものと考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無						
	(該当箇所) P56 別紙 5 1 総務省令に規定する事項 ⑤ 上空利用への取組 (意見)		無						

		上空利用に係る評価について、昨年度の結果からも複数の事業者において積極的に取り組んでいることが確認できます。今後の更なる利用拡大を見据え、将来的には、「ユーザー体感」として地上基地局の代替えになるのかという視点で評価することが必要だと考えます。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	
4、5	ソフトバンク株式会社 /Wireless City Planning 株式会社	(該当箇所) 総論 (意見) 今回、昨年度の調査結果の内容を踏まえて「有効利用評価方針」の改定案が示されたところ、このような継続的な評価基準の見直しは電波の有効利用の更なる推進を図る観点から有意義な取組みであると考えます。 その上で、評価基準の見直しに際しては、より実態に即した評価とするため、例えば、以下の考え方を考慮することも有効と考えます。 － 開設指針等、割当て時の要件や示されている考え方との整合性 － 各評価基準と各社の各周波数帯別調査結果との乖離状況 (継続的な調査データの傾向を踏まえた見直しの実施) － 各周波数帯の特性を踏まえた評価基準の設定 － 他社との単純な相対評価とせず、より合理的な基準※の採用 ※ 評価結果に係る事業者の予見性確保が可能となる明確な基準の設定等 上記の観点を踏まえ、本改定案についての当社意見を申し上げます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、ご提示いただいている観点や、調査・評価の継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図ってまいります。	無
		(該当箇所) (2 頁) 三 評価の事項、方法及び基準 (意見) 価額競争により割り当てられた周波数について、当面の間、評価を差し控えることとされていますが、仮に、将来的に評価実施を検討する場合、事業者の創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出を後押しするという価額競争実施の目的や、割当後の利用実績も踏まえ、事業者の意見も考慮しつつ、評価の必要性も含め慎重な検討が必要と考えます。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

	(該当箇所) (9 頁) 別紙 1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準 ー 6 GHz 以下の周波数帯 2 人口カバー率 (意見) 「3, 600MHz を超え 4, 000MHz 以下、4, 000MHz を超え 4, 100MHz 以下、4, 500MHz を超え 4, 600MHz 以下」(以下、総じて Sub6 帯)の周波数帯に係る実績評価については、Sub6 帯の割当て時の要件や周波数特性を一定程度考慮した評価基準になっていると考えます。 なお、この評価基準は、今後 3 年程度ごとに見直すこととされていますが、見直しにあたっては、総論に記載の通り、これまでの継続的な調査で蓄積された調査データや周波数特性を踏まえることが、より実態に即した適切な評価を行うために有効と考えます。 また、Sub6 帯以外の周波数帯についても、同様に蓄積されたデータや周波数特性を踏まえ継続的に評価基準を見直すべきと考えます。	いただいたご意見については、賛同意見として承るとともに、Sub6 帯の評価については、本案に示す評価方針の改定を行った後も、干渉条件も加味した評価基準等の検討を含め、引き続き適時適切な検討が必要と考えます。 Sub6 帯以外の周波数帯の評価基準の見直しに関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
	(該当箇所) (1 2 頁) 別紙 1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準 ー 6 GHz 以下の周波数帯 (移行計画に係る周波数帯を除く。) 3 面積カバー率 (意見) 面積カバー率に係る実績評価については、同一周波数帯内の事業者実績値との相対評価となっていますが、総論でも記載の通り、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。 仮に、やむを得ず相対評価を継続する場合であっても、次にあげる点について考慮する必要があると考えます。 これまでの継続的な調査によりデータの蓄積が進展していると考えられ、例えば、これまでの評価基準に基づく同一周波数帯のみの比較に加えて、周波数特性の近い他の周波数帯と比較した場	面積カバー率は、山地などの人が居住していないエリアを含む指標であり、絶対評価の適切な基準の設定が困難であることが考えられるため、各社間の競争による面積カバー率の拡大を期待し、現行のとおり周波数帯平均値による相対評価を行うことが適切と考えられます。 については、同一周波数帯において事業者間の実績値に大きな差がある場合は、当該実績値の低い事業者に一層の努力を求める形となります	無

	合に、有効利用がなされている帯域となっているかどうかを勘案することも可能となっていると想定されます。 しかしながら、現状の評価方式においては、同一周波数帯内の事業者の実績値を用いた相対評価であることから、仮に、その同一周波数帯内の事業者が2者であり、その一方が周波数特性の近い他の周波数帯の調査結果と比較して突出した特異値であった場合、他方の事業者の実績値は、当該特異値との直接比較によって評価されることとなります。 その結果、周波数特性の近い他の周波数帯と比較して劣後していないにも関わらず、有効利用がなされていないとの誤解を与える恐れがあるため、このような誤解を与えることのないような評価の在り方について検討が必要と考えます。	が、ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	
	(該当箇所) (16頁) 別紙1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準 二 6GHz 超の周波数帯 1 電気通信業務用基地局の数 (意見) ミリ波帯の基地局の数に係る実績評価の基準については、周波数帯平均値による相対評価が行われていますが、総論で記載の通り、評価結果に係る事業者の予見性確保への配慮の観点から相対評価とせず、可能な限り合理的な基準による評価を行うことが望ましいと考えます。 例えば、ミリ波帯については、スタジアムやサーキットなど大容量通信が必要な場所のスポットカバーに適していると考えられることから、これらの場所における展開の程度を評価することも一案と考えます。 加えてミリ波帯は、価額競争による周波数割当の実施を控えていることから、割当後の利用実態も注視しつつ、評価基準を継続的に見直すべきと考えます。	ミリ波帯は、他の周波数帯と比較してエリアがスポット的であり狭く、他の周波数帯のようにカバー率で評価することが困難であるため、現在は基地局数をメインに評価を行っておりますが、基地局数についても、現状では絶対評価の適切な基準の設定が困難な状況のため、相対評価を用いております。 ご指摘のとおり、ミリ波帯の(定量)評価については、引き続き適時適切な検討が必要と考えます。	無
	(該当箇所) (54頁) 別紙5 総務省令に規定する事項に係る評価の基準		無

		1 総務省令に規定する事項 ③ミリ波利用の普及等に向けた取組 (意見) 今回、従来の定量的な評価に加えて、ミリ波利用の普及等に向けた取組に係る評価基準が新たに設定されましたが、ミリ波帯の普及に向けた事業者各社の多様な取組を幅広く評価することは、各社の取組を一層促す観点からも合理的と考えます。	いただいたご意見について、賛同意見として承ります。	
		(該当箇所) その他① (意見) NTN (Non Terrestrial Network) について、今回の評価方針案では評価の対象となっていませんが、今後、新たに評価の検討を行う場合、設定される評価基準の内容によっては、事業者のサービス設計や既存の地上系ネットワークの在り方に影響を与える可能性があることから、評価を行う必要性や妥当性、評価を開始するタイミングなども含めて引き続き慎重な検討が必要と考えます。	新たなサービス等に対する評価の在り方の検討に当たっては、いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。	無
		(該当箇所) その他② (意見) 今後、新たな調査項目や評価基準の設定を検討するにあたっては、調査回答の可否や事業者の作業負荷、経営戦略等への影響についても配慮頂くとともに、調査結果や評価結果の公表の在り方についても、事業者と連携の上、検討することを希望します。あわせて、既存の調査項目や評価基準についても、同様の観点から継続的な見直し（項目の集約や削減等を含む）を行うことを希望します。	評価基準の設定の検討、評価結果の公表の在り方及び評価項目の見直しについては、いただいたご意見を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいります。 調査項目及び調査結果の公表については、総務省において今後の参考にさせていただきたいと考えます。 なお、ご指摘を踏まえ、意見募集の案に加え、技術導入状況で取り扱う2MIMO、4MIMO及び8MIMOについて、更なる簡素化を図るため、2MIMO、4MIMO及び8MIMOの区分を取り払い集約する改定を行うこととします。	有
6	UQ コミュニケーションズ株式会社	(該当箇所) 1 (2) 評価の方法 (意見) 定性評価項目に関し、多くの事業者が標準評価に達し、今後大	いただいたご意見について、賛同意見として	無

		きな変動が見込まれない項目が見直されたと理解しております。今後も評価項目の妥当性について継続的にご検証いただき、必要に応じて我々事業者の意見も取り入れながら、柔軟な見直しを進めていただくことを期待いたします。	承るとともに、評価項目については、いただいたご意見等を踏まえ、適時適切に検討してまいります。	
		(該当箇所) 三 評価の事項、方法及び基準 別紙 2 一 6 GHz 以下の周波数帯 4 技術導入状況 (意見) 技術導入状況の評価指標について、一部項目の集約化を実施いただいたこと、誠にありがとうございます。他の調査項目に関しても同様に、有効利用評価方針に基づいた継続的な見直しを期待しております。 (該当箇所) その他 (意見) 令和 8 年度の電波利用状況調査における項目見直しと集約化のご尽力に感謝いたします。 ただ、現状の調査は依然として広範囲にわたる項目と膨大なデータ量を伴うものとなっております。つきましては、次年度以降も電波有効利用の実態をより正確に把握する観点から、調査項目の粒度や必要性を含めた、より一層の抜本的な見直しを継続して実施いただけますようお願い申し上げます。	いただいたご意見について、評価項目の部分については、賛同意見として承るとともに、技術導入状況の一部の評価項目については、更なる集約化も含めて見直しを図ってまいります。 調査項目に関するご意見については、総務省において今後の参考にさせていただきたいと考えます。 なお、ご指摘を踏まえ、意見募集の案に加え、技術導入状況で取り扱う 2MIMO、4MIMO 及び 8MIMO について、更なる簡素化を図るため、2MIMO、4MIMO 及び 8MIMO の区分を取り払い集約する改定を行うこととします。	有
7	楽天モバイル株式会社	(該当箇所) 別紙 1 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等における実績評価の基準 一 6GHz 以下周波数帯(移行計画に係る周波数帯を除く) 2 人口カバー率 (意見) Sub6 帯はトラフィック対策のため需要に応じて置局される周波数帯であることから、画一的にカバー率目標を課すことにより、結果として非効率な設備投資を招きかねません。電波の有効利用を促進するためには、エリアの広さだけを追う従来の「人口カバ	基盤展開率については、5G 導入初期の普及促進の指標としては有効であったと考えますが、5G 開始から 5 年が経過し基盤展開率は一定の役目を終えたと考えられるため、本案にお	無

	一率」を主軸としたカバー率の評価自体が不要であると考えます。 仮にカバー率の評価を継続する場合には、例えば総合的な評価にあたり基地局数などの実態に即した指標を選択できるようにするなど、より柔軟で実効性のある評価基準の導入について、ご検討賜りますようお願いいたします。	いては、今後は実績評価において、従来の基盤展開率から、他の周波数帯と同様の人口カバー率を中心とした評価を実施するものとして改定を行うものです。 ただし、Sub6 帯の評価については、本案に示す評価方針の改定を行った後も、引き続き適時適切な検討が必要と考えます。	
	(該当箇所) 別紙 5 総務省令に規定する事項に係る評価の基準 1 総務省令に規定する事項 ③ミリ波利用の普及等に向けた取組 (1) ミリ波帯・Sub6 帯におけるエリア拡大等に資する技術導入 (2) ミリ波帯の利活用等の促進 (意見) 定性評価は、周波数を横断した総合的な取り組みを評価すべきであり、ミリ波のような特定周波数帯に特化した項目を設けるべきではなく、ミリ波に関する評価項目を定性評価に追加することに反対いたします。 また、ミリ波については、既に「第 5 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」に基づき全国均一な置局を推進しており、一定の成果を上げているものと認識しております。しかしながら、その利活用に不可欠な対応端末の普及がなされない状況が継続しており、国による積極的な支援が不可欠な現状です。後発事業者である当社にとって、この端末普及における影響力は限定的であり、自助努力での課題解消は困難です。このような状況からも、ミリ波帯における新技術の導入といった、その方向性を舵切るような定性的な指標の導入はすべきではありません。 ミリ波に関する評価は、既に提出済みの「ミリ波活用レポート」等による包括的な評価に留めるべきと考えます。	ミリ波帯は、他の周波数帯と比較してエリアがスポット的であり狭く、対応端末が少ないことから、定常的なトラヒックが極めて少ないため、定常的なトラヒックを増加させるためには、多面的な取組が必要であり、ミリ波帯の利用の普及に向けた取組に対し、定性評価を行うこととしたものです。 ご指摘のとおり、御社はミリ波基地局数において高い水準にあること、また、対応端末の普及が一つの大きな課題であることは理解しておりますが、対応端末の普及、ミリ波エリアの構築及びアプリケーション・ユースケースの創出は、いずれも鶏と卵、三すくみ状態と言われている状況の中、定量評価以外の各社の取組をプラス評価として取り上げることで、業界全体での利用促進につながることを期待するものです。 なお、評価に当たっては、ご指摘のような「ミリ波活用レポート」と連携したものを想定しております。	無

8	個人 1	YouTube のスマサポチャンネルを見てください。 ドコモは都心でも田舎でもスムーズな通信が出来るようにしないと困る	本案は、「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集を行ったものであり、いただいたご意見については、本意見募集の対象外です。	無
9	個人 2	6 技術導入状況 (1) 770MHz を超え 773MHz 以下の周波数帯 現行の 3GPP では 4G-LTE の場合 3MHz では CA できないし、5G はそもそも 3MHz では不可能なわけです。総務省としては、当該周波数において、3MHz の CA を出来るようにするとか、3MHz でも 5G にできるようにするよう、標準化業務を頑張れ、という意味でしょうか。現行の 3GPP が改訂されない限り絶対に B 以下になる評価基準は、事業者に対して相当ハードルが高いように思われるので、個人的に反対です。	ご指摘の記載については、令和 5 年 10 月に認定された左記周波数帯の開設計画において、総務省が提示した比較審査基準カテゴリ IV 中審査項目 F「3MHz 幅の 5G・CA 利用に関する国際標準化提案を行うこと」という項目に対し、「3GPP において標準化活動を実施」の旨記載があったため、令和 6 年 5 月 17 日の本方針の改定において反映されたものです。 <参考> ・【報道発表】700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定（令和 5 年 10 月 23 日） (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000621.html) ・【報道発表】「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集の結果及び改定後の「有効利用評価方針」の公表（令和 6 年 5 月 17 日） (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban01_02000070.html)	無
10	個人 3	ユーザーとしては、3000MHz を超える周波数については、その周波数単独で通信できるエリアと、アンカーバンドがないと通信できないエリアを分けて評価して欲しいです。 というのも、高い周波数ほど飛びづらいという特性上、アンカーバンドがないと通信できないエリアは、アンカーなしでも通信が成立するエリアより DL の信号が弱い、言い換えれば、16QAM とか QPSK でしか通信できないエリアの可能性が高いからです。アンテナピクトが 5G+になってたって、Sub6 のセルエッジ付近で QPSK で通信してたら遅くて Sub6 の意味がないので。「掴んでる周波数が Sub6 とかミリ波かどうか」は多くのユーザーにとってはどうでもよい。「実際の通信速度が速いかどうか」が知りたいわけです。その簡易的な指標が「アンカーなしエリア(≒基地局から近いので 256QAM や 64QAM での DL 通信を期待しやすいエリア)」だと思いま	通信速度を含む通信品質を評価に取り入れるご意見については、今後、総務省における通信環境に関する実地調査等の結果も踏まえながら、その可能性を検討することが適当と考えます。 なお、HPUE については、テレビ会議等の普及に伴うアップリンク通信品質の向上などにおいて効果があるものと考えます。	無

		す。 HPUE も同じ理屈で、モバイルかつ Sub6・ミリ波においてはあまり評価すべきではありません。同じ実効速度が出る 2GHz 帯以下で HPUE なしで通信できるのであれば、ユーザーとしては HPUE で頑張っ Sub6 を UL に使って、でもセルエッジ付近だから QPSK で遅い…なんてのは無駄にバッテリー消費してるだけでうれしくない。ホームルーターみたいな常時電源がつながってるデバイスであれば評価すべきとは思いますが。		
11	個人 4	ミリ波だけ「自社の販路（ショップ、Web）によるミリ波対応端末の発売など」が評価項目にあって、他の周波数にそのような評価項目がないのはなぜでしょうか？ Apple が日本専用 SKU まで用意して Band11/21 に対応した iPhone Air は現在ほとんどの携帯ショップでメイン商材として扱われていません。代わりにメイン商材になっているのは、Band11/21 非対応の iPhone 17e です。別に 1.5GHz 帯を割り当てられてない楽天が売るのは構わないのですが、他 3 社が iPhone 17e を大々的にプッシュするのはいかがなものかと思います。現在、「この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700？900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される。」とか言って特定ラジオマイクをどかさ動きがありますけど、割り当てられてる周波数をろくに使わず居座るだけ居座って、他の周波数よこせってそりゃあんまりじゃないですか。	ミリ波帯は、他の周波数帯と比較してエリアがスポット的であり狭く、対応端末が少ないことから、定常的なトラヒックが極めて少ないため、定常的なトラヒックを増加させるためには、多面的な取組が必要であり、ミリ波帯の利用の普及に向けた取組に対し、定性評価を行うこととしたものです。 また、本案は、電波監理審議会において電波の有効利用評価方針の改定を行うものであり、周波数移行に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無
12	個人 5	「令和 7 年度 携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査の調査結果について」にて KDDI に割り当てられた 4.0GHz 帯とソフトバンクに割り当てられた 3.7GHz 帯を比べてみる。 基地局数:7,733vs12,541 人口カバー率:2.77%vs49.59% トラヒック:7,066TBvs99,664TB いずれも文字通り桁違いにソフトバンクのほうの有効利用している。 いくらなんでも、これで KDDI の 4.0GHz 帯が総合評価「A」で、ソフトバンクの総合評価が「C」は、流石におかしい。 基地局数でも人口カバー率でもトラヒックでも桁が一つ違うレベルで負けている KDDI の総合評価が A になった理由は、「基盤展	基盤展開率については、5G 導入初期の普及促進の指標としては有効であったと考えますが、5G 開始から 5 年が経過し基盤展開率は一定の役目を終えたと考えられるため、本案においては、今後は実績評価において、従来の基盤展開率から、他の周波数帯と同様の人口カバー率を中心とした評価を実施するものとして改定を行うものです。 通信量を考慮した評価のご意見については、参考として承ります。	無

	開率」とかいう「はいはい、基地局のふもとにピコセルを括り付けて電波発射すりゃいいんでしょ」と言わんばかりの基地局を建てまくれば数字を作れる指標のせいである。同じ n77、同じ 100MHz 幅で 1 基地局当たりのトラヒックが 8.7 倍、エリアカバーの貢献度が 11 倍違うということは、基盤展開率稼ぎの基地局が多数を占めて、鉄塔やビルの上から高利得アンテナで飛ばすような真面目な基地局が少ないということの証左である。 「30%以上 50%未満又は 30%未満であって基盤展開率が 50%以上かつ人口カバー率の実績値が前年度実績値超」というのは、ソフトバンクの 3.7GHz 帯と KDDI の 4.0GHz 帯をまったく同じ評価にするよう仕組んだように映る。仮に、ソフトバンクが人口カバー率 50%を超えたとしても、KDDI はどこかに人口カバー率に寄与する局を 1 局建てたらソフトバンクが B で KDDI が C、ほとんど差がない。あまりに KDDI 最悪すぎやしないか。基盤展開率は KDDI にハックされてしまった指標なので、もはや使えない。 あるいは、Sub6 はトラヒックを捌いてナンボの周波数なので、割り当て 1MHz あたりのトラヒックで評価するとか、1 基地局あたりのトラフィックで評価する等して欲しい。 「毎日トラヒックがあれば B で、なければ D」という評価指標が適正なのは、エリアカバーが重要なプラチナバンドだけだ。Sub6 なのにトラヒックを捌いた量の指標がないというのは寂しい限りである。 総務省がソフトバンク 3.7GHz 帯を総合評価「C」としたことは、千葉テレビ放送などで取り上げられた。当然、ソフトバンクが基地局数も人口カバー率もトラヒックも勝っていることは特に触れられていない。メディアは忙しくて、総合評価しか見ないからだ。 少なくとも、今のまま「基盤展開率」を評価に入れたら、こういう風評被害がまた繰り返される。 「Sub6 帯の評価方法に関しては、携帯電話事業各社の周波数活用方針や事業戦略を踏まえ、個別の周波数帯域ごとではなく、割り当てられた Sub6 帯全体を総合的に評価する枠組みとするなど、慎重に検討いただくことを希望します。」という KDDI の泣き言も許してはならない。粉飾決算したから基地局に投資するカネなくなりましてなんて言い訳は国民には無関係、自業自得だ。有効利用する気がないなら 4.0GHz 帯から出て行ってもらいたい。	
--	---	--

13	個人 6	【要旨】 「有効利用評価方針」改定案に対し、以下 4 点の意見を提出する。 (1) (最優先) 計画値未達時の「正当な理由」の判断基準および判断結果を、方針本文または別途公表資料に明示・公開すること。電波は国民共有の資源であり、評価判断の根拠は公開されるべきである。 (2) 経過措置の検証・見直しにあたり、「社会情勢や免許人の実績状況等を勘案」する際の具体的な判断基準と検証結果を公開すること。基準が不透明なままでは国民による民主的監視が機能しない。 (3) 別紙 5 の評価項目 3 を定性評価のみとする変更にあたり、ミリ波普及の実態を客観的に示すエリア数・基地局数・端末普及率等の定量指標を評価基準に併記すること。 (4) (補足) 価額競争割当周波数の評価を差し控える「当面の間」について、具体的な期間または解除条件を明示すること。		
		意見 1 (最優先) 該当箇所：別紙 1 三・移行計画に係る周波数帯 1 電気通信業務用基地局の数 脚注 39 ----- 【意見】 計画値未達となった場合に適用される「正当な理由」の判断基準及びその判断結果を、方針本文または別途公表資料において明示・公開することを求める。 【理由】 脚注 39 には「具体的な要因を確認した上で、正当な理由と認められるかどうかを判断する」とあるが、何をもって正当な理由とするかの基準が方針上に示されていない。審議会の裁量に委ねられたままでは、判断の透明性が確保されず、国民による政策監視が困難になる。電波は国民共有の資源であり、その有効利用評価の判断根拠は公開されるべきである。	「正当な理由」については、様々な要因が想定されるため、あらかじめ基準等を明示することは困難であると考えます。 したがって、具体的な要因を確認した上で正当な理由かどうか判断することが適当と考えます。	無
		意見 2 該当箇所：附則 (令和 8 年〇月〇日改定) -----		無

	【意見】 経過措置の検証・見直しにあたって「社会情勢や免許人の実績状況等を勘案」する際の具体的な判断基準と、検証結果を公開することを方針に明記するよう求める。 【理由】 「おおむね３年ごとに検証・見直し」とされているが、「社会情勢や免許人の実績状況等を勘案しながら」という文言は非常に幅広く、事実上、経過措置が無期限に継続されるリスクがある。検証の判断根拠が公開されなければ、国民が適否を判断する手段がなく、民主的な監視が機能しない。	「社会情勢や免許人の実績状況等を勘案」についても、様々な状況が想定されるため、あらかじめ基準等を明示することは困難であると考えますが、Sub6 帯については他の周波数帯と比べてサービス開始からの経過年数が浅く、周波数特性としてエリアが狭いといった点も考慮の上、本案に示す評価方針の改定を行った後も、引き続き適時適切な検討が必要と考えます。	
	意見 3 該当箇所：別紙 5 評価項目 3 【意見】 評価項目 3 を「データトラヒック」から「ミリ波利用の普及等に向けた取組」に変更するにあたり、定量的な補完指標を併用することを求める。 【理由】 改定前の「データトラヒック」は定量的に測定可能な指標であったが、改定後の「取組状況」は定性的な評価であり、恣意的な判断が入りやすい。ミリ波普及の実態を客観的に示すため、エリア数・基地局数・端末普及率等の定量指標を評価基準に併記することが望ましい。	ミリ波帯の基地局数などに関する定量評価は現在も行っており、これに加え、ミリ波帯の利用の普及に向けた取組に対し、定性評価を行うこととしたものです。	無
	意見 4（補足） 該当箇所：三・評価の事項、方法及び基準 脚注 10 【意見】 価額競争により割り当てられた周波数について評価を差し控える「当面の間」について、具体的な期間または解除条件を明示することを求める。 【理由】 「当面の間」という表現は期間が不明確であり、事実上の無期限評価免除となりうる。電波は国民共有の資源であり、割当方式	現在、開設計画の認定制度により割り当てられた周波数については、その認定の有効期間中は、主に認定を受けた計画値をベースとした基準により実績評価を行っています。 一方で、価額競争により割当てられる周波数については、特定高周波数無線局の認定の有効	無

		にかかわらず有効利用の評価は行われるべきである。少なくとも評価を再開する条件を明示し、定期的な見直しの機会を設けるべきである。	期間は10年間となっており、その有効期間中は、無線局に係る条件は最小限のもの（※）であることから、これに対する達成度を有効利用評価することは意味をなさないと考えられる一方で、別の基準により評価することは、事業者の創意工夫を尊重した価額競争制度の趣旨に反するものと考えられます。 ただし、認定の有効期間が満了した以降の評価については検討する必要がある、価額競争制度によらないミリ波の基準をそのまま適用することで良いのかどうか、これについても、電波の利用状況を見ながらの検討を想定しています。 ※ 全国枠は認定日から起算して3年以内に無線局を開設及び9年以内に全ての都道府県に1以上の無線局を開設すること、地域枠は認定日から起算して5年以内に無線局を開設すること	
14	個人7	「有効利用評価方針」の改定案に対し、電波の有効利用を「国民全体の利益」に直結させる観点から、以下の通り意見を述べます。 業務の過度な多角化（囲い込み）による弊害の是正 大手通信事業者がクレジットカード、銀行、電力、ガス、光回線などの多岐にわたるサービスを「セット割」としてまとめ、利用者を囲い込む現状は、電波の有効利用を妨げる要因となっています。 窓口業務の不全とコスト高騰 現場のスタッフがすべてのサービスを把握して対応することは事実上不可能であり、これが手続きの長時間化や事務手数料の高騰を招いています。通信という本業以外の複雑な営業活動によるコストを利用者に転嫁している現状を、電波の有効利用評価において厳格にマイナス評価すべきです。 公共性の維持 本来、電波は「通信」のための公共財です。他業種のサービス	本案は、「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集を行ったものであり、通信料金、契約手続等に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無

		と抱き合わせなければ低廉な価格を提供できないような構造は、健全な競争とは言えません。 大手通信事業者（MNO）への価格規制と MVNO 支援 プライスキップ制の導入 通信が生存権に関わるインフラとなった現状を鑑み、大手 MNO に対しては「公共料金」としての価格上限を設定すべきです。単体での低廉なプラン提供を評価の必須項目としてください。 MVNO への実効的な支援 接続料のさらなる引き下げを断行し、MNO による不当な囲い込みを排除することで、真に多様な選択肢を国民に提供してください。 本人確認の高度化（マイナンバーカード等）への反対と、店舗網の維持 デジタル排除の防止 マイナンバーカードや IC チップ読み取りによる本人確認の強制は、情報漏洩リスクとシステムコストを増大させ、高齢者やデジタル弱者を排除する障壁となります。 対面サポートの評価 店舗での対面サポートは高齢者のライフラインです。オンライン化を善とする評価だけでなく、誰一人取り残さないための「有人窓口の維持」を評価指標に含めるべきです。 利用者の流動性を阻害する運用の禁止 乗り換え制限の撤廃 市場が飽和した現状で、乗り換えを「短期解約」として制限する行為は、市場競争を死滅させる行為です。こうした制限を設ける事業者は「電波を有効活用していない」とみなし、評価を最低ランクとすべきです。 結論 「技術の進化」や「サービスの多角化」という名の下で、国民に複雑な手続きと高いコストを押し付ける現在のループを断ち切ってください。電波という貴重な財産が、すべての国民に公平・低廉に開放されるよう、本評価方針の抜本的な改善を求めます。		
--	--	---	--	--

※その他、案について全く言及されておらず、案と無関係と判断されたものが2件ありました。